補助対象事業及び補助協議単価等

１．　補助対象事業

（１）既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業

平成１８年５月２９日付老発第０５２９００１号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）の第２の２のアに定める事業

（２）認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

　　　　「実施要綱」の第２の２のイに定める事業

２．　補助協議単価

（１）　補助協議単価等については、それぞれ「実施要綱」の別表に定める交付基準単価に定めるものとする。

（２）　１．（１）の事業については、㎡単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要がある。共有部分を有する複合型施設においては、その補助対象面積の算出方法等について、別紙２「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について」を確認の上、別添２「スプリンクラー設備等の整備に係る確認シート」を活用いただき、適切に補助対象面積を算出されたい。

３．　協議対象事業について

協議の対象については、「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象の確認作業について」（別紙２）、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて」（別紙３）に沿って取り扱うこととし、先進的事業計画書（別添１）及び整備計画一覧表（別添３）に正確に記入の上、提出されたい。